

9

危機管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下、「この法人」という。）における危機管理に関して必要な事項を定め、もって危機の防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の定款第15条第1項第1号に定める1号会員（以下、「会員」という。）に適用される。

2 この法人の定款第4条第3項に基づく教育規程1-10に定める教育を受ける対象者（以下、「教育を受ける対象者」という。）は、所属組織の指導者の指導による。

(定義)

第3条 この規程において「危機」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指し、「具体的危機」とは、危機が具現化した次の事象などを指す。

(1)信用の危機

会員の過失若しくは故意による重大事故の惹起。報道機関などによるスカウト活動全体、役員に対する誹謗中傷もしくは類似する報道など。

(2)人的危機

スカウト活動中の自然災害や過失などに起因する死傷事故。海外派遣中の航空機事故、交通事故等の事故やテロ・暴動などに起因する死傷・誘拐など。

(3)物・設備の危機

自然災害、火災などによるこの法人が保有する動産の滅失や盗難、建屋の倒壊や焼失など。

(4)財政上の危機

前記第2号の保険適用外の場合の多額の賠償責任、前記第3号の物・設備の危機による多額の損失、主催大会等の運営失敗による巨額な赤字など。

(5)組織上の危機

前記第3号に伴う事務局機能の喪失、公益認定の取り消し処分や基本財産の滅失による解散など。

(6)外部からの危機

自然災害や事故及び反社会勢力からの不法な攻撃など。

(7)その他上記に準ずる緊急事態

第2章 会員の責務

(基本的責務)

第4条 会員は、活動及び業務の遂行に当たって、法令、定款及びこの法人の定める規程及び危機管理規程に定めるルールを遵守する。

(危機に関する措置)

第5条 教育を受ける対象者以外の会員は、具体的危機を積極的に予見し、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、必要な措置を事前に講じる。

- 2 会員は、活動及び業務上の意思決定を求めるに当たり、所属組織の責任者（以下「決裁者」という。）に対し当該活動及び業務において予見される具体的危機を進んで明らかにし、これに対処する措置を具申する。

(具体的危機発生時の対応)

第6条 会員は、具体的危機が発生した場合は、これに伴い生じるこの法人の損失又は不利益を最小化するため、必要な初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2 会員は、具体的危機発生後、速やかに決裁者に必要な報告をし、決裁者の指示に従う。決裁者は関係部署と協議を行い必要な措置をとる。
- 3 会員は、具体的危機に起因する新たな危機に備え、前条の措置を講ずる。

(具体的危機処理後の報告)

第7条 会員は、具体的危機の処理が完了した場合は、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告する。

(クレームなどへの対応)

第8条 会員は、口頭又は文書により、第三者などからクレーム、内部告発などを受けた場合には、それが重大な具体的危機につながる恐れがあることを認識し、直ちに決裁者に報告し、指示を受ける。

- 2 決裁者は、クレーム、内部告発などの重要度を判断し、関係組織と協議のうえ、対応する。

9 危機管理規程

(対外文書の作成)

第9条 会員は、危機に対応する対外文書の作成については常に危機管理を認識し、決裁者の指示に従うとともに、その内容が第3条第1号の信用の危機を招かないことを確認する。

(守秘義務)

第10条 会員は、この規程に基づくこの法人の危機管理に関する計画、システム、措置などを立案、対応、実施する過程において知り得たこの法人及び個人に関する秘密について、この法人の内外を問わず漏洩してはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 具体的危機が発生し、全法的な対応が必要である場合（以下、「緊急事態」という。）は、理事長を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとる。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる、この法人及びその事務所、又は会員にもたらされた急迫で重大な事態をいう。

(1)自然災害

① 地震、津波、風水害などの災害

(2)事故

① 爆発、火災、建物倒壊などの重大な事故

② この法人の活動に起因する重大な事故

③ 会員にかかわる重大な人身事故

(3)犯罪

① 建物爆破、放火、恐喝、脅迫、テロ、誘拐及び脅迫状の受領など外部からの不法な攻撃

② この法人の法令違反及びその指摘などを前提とした官公庁による立入調査

③ 部内者による背任、横領などの不祥事

④ その他上記に準ずる緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した会員は、速やかに所定の通報先へ通報する。

- 2 通報の経路は、別途定める。
- 3 通報は、迅速さを最優先し、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを超えて次の通報先へ通報する。また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとる。
- 4 第2項に定める経路による通報のほか、必要あるときは、決裁者の判断により関係部門にも速やかに通報する。
- 5 適時中間通報を行う。

(情報管理)

第14条 通報内容の情報は、自然災害等で、生死に関わる場合を除き、原則として「部外秘」とする。

- 2 緊急事態発生の通報を受けた決裁者は、情報管理上の適切な指示を行う。

(緊急事態の基本方針)

第15条 緊急事態発生時においては、当該事態について当該組織にて、次の各号に定める基本方針に従い対応する。

ただし、第16条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い対応する。

(1)地震、津波、風水害などの自然災害

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② 災害対策の強化を図る。

(2)事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊などの重大事故
 - ア 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。
- ② この法人の活動に起因する重大事故
 - ア 関係者の安全を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。
- ③ 会員にかかる重大人身事故
 - ア 人命救助を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。

(3)犯罪

- ① 建物爆破、放火、恐喝、脅迫、テロ、誘拐などの外部からの不法な攻撃
 - ア 人命救助を最優先とする。
 - イ 警察と協力して対処する。

9 危機管理規程

- ウ 再発防止を図る。
 - ② この法人の法令違反及びその摘発などを前提とした官公庁による立入調査
 - ア 事実関係を明らかにする。
 - イ 再発防止を図る。
 - ③ 部内者による背任、横領などの不祥事
 - ア 事実関係を明らかにする。
 - イ 再発防止を図る。
- (4)その他上記に準じた緊急事態
- ア 緊急事態に準じた対応をする。

(緊急事態対策室)

第16条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、この法人に第27条に定める危機管理委員会に緊急事態対策室（以下、「対策室」という。）を設置することができる。

(対策室の構成)

第17条 対策室の構成は、次の通りとする。

- (1) 室長 理事長
- (2) 室員理事長が指名する関係役員
- (3) 事務局この法人の事務局長

(対策室会議の開催)

第18条 対策室会議は、招集時直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急対応・処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対部内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 対策室からの指示、連絡できないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担などの決定、及び対策実行の指示、並びに実行の確認
- (8) その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第20条 対策室は、緊急事態に対処するに当たり、必要に応じて役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

(報道機関への対応)

- 第21条** 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障をきたさない範囲において、取材に応じる。
- 2 報道機関への対応は、この法人の事務局長が行う。
 - 3 取材は、面接取材を原則として、電話取材には応じない。
 - 4 この法人の事務局長を除く会員は、取材に応じたり、報道機関に情報を提供してはならない。

(届 出)

- 第22条** 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確かつ迅速に所管官庁に届け出る。
- 2 所管官庁への届出は、事務局長が行う。
 - 3 事務局長は、所管官庁への届出の内容について、予め理事長の承認を得る。

(理事会への報告)

- 第23条** 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告する。
- (1) 実施内容
 - (2) 実施に至る経緯
 - (3) 実施に要した費用
 - (4) 懲罰の有無または懲罰の内容

第4章 懲戒など

(懲 戒)

- 第24条** 次の各号に該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。
- (1) 危機の発生に意図的に関与した者
 - (2) 危機が発生する恐れがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
 - (3) 危機の解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
 - (4) 危機の解決についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者

9 危機管理規程

- (5) その他、危機の予防、発生、解決などにおいてこの法人の利益に反する行為を行った者

(懲戒の内容)

第25条 懲戒処分の内容は、定款第54条に定める名誉会議の議決による。ただし、この法人の職員は、就業規則第55条による。

(懲戒処分の決定)

第26条 懲戒処分は、理事長が行う。

第5章 危機管理委員会

第27条 危機管理の全法人的推進と危機管理に必要な情報の共有化を図るため、危機管理委員会を置くことができる。なお、その組織、機能、及び運営については、別途定める。

第6章 雑 則

(緊急事態通報先一覧表)

第28条 この法人の事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下、「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底する。

2 一覧表は、少なくとも6か月に1回アップデートする。

(一覧表の携帯など)

第29条 教育を受ける対象者以外の会員は、一覧表又はこれに代わるものを常に保持する。

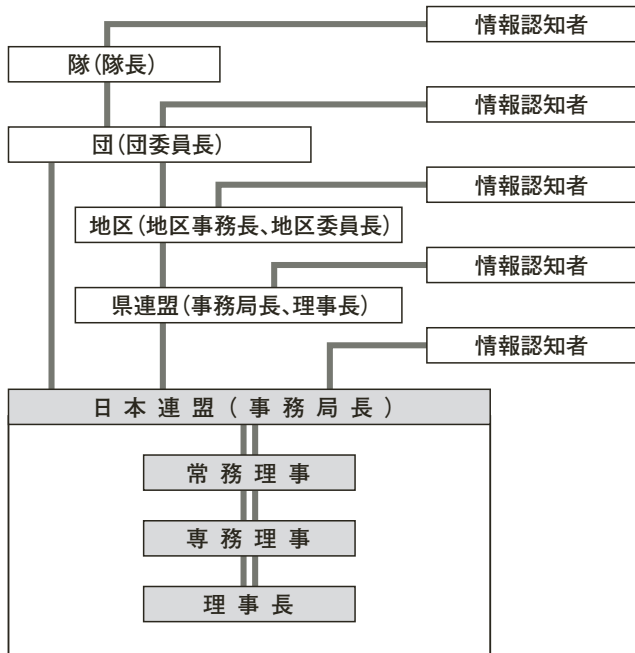
2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握する。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年度定時評議員会の翌日から施行する。
危機管理規程第13条に定める通報経路を右図のとおり定める。
情報認知者は、所属組織を通じて通報するものとする。



第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下、「本連盟」という。）危機管理規程第27条の規定に基づき、危機管理委員会（以下、「本委員会」という。）を設置して、本連盟全体として危機管理を推進し、必要な情報の共有化を図るために、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 本委員会は、理事会の下に置き、ボーイスカウト運動における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを排除、又はこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援することを任務とする。

- (1) 本連盟に存在するリスクを常に把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し対策を策定する。
- (2) 本連盟の常設委員会等各種委員会の活動をはじめとして隊・団及び都道府県連盟に対して、危機管理の側面から問題提起や調整・支援を行う。

第2章 構成及び組織

(構成)

第3条 本委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 常設委員会及び特別に委員長が必要と認める特別委員会の中から各1人を推薦し委員長が承認した者
- (4) 本連盟事務局長 幹事役

(委員長)

第4条 委員長は、代表理事がこれにあたり、委員会を統括する。

(副委員長)

第5条 副委員長は、副理事長、専務理事、常務理事及び日本連盟コミッショナーがこれにあたり、委員長を補佐する。

(委員)

第6条 各委員は、それぞれの委員会の代表として参画し、各委員会への情報伝達及び問題解決に当たる。

第3章 委員会

(開催)

第7条 本委員会は、委員長が必要に応じて開催する。ただし、軽微な事項については、文書による回覧審議とすることができる。

(審議事項)

第8条 本委員会は、次の事項を調査・審議する。

- (1) 各委員会に対する活動状況の確認及び危機管理の方針の決定
 - ① 各活動の危機管理に関する基本的な取り組みに対する指針
 - ② 必要な調査の依頼
- (2) 本連盟としての危機管理システムの維持・改善
 - ① 危機管理に関する本連盟ルール等の起案・評価
 - ② 本連盟の危機管理活動の具体的展開の促進
- (3) 危機事態発生時、これを解決するために基本的な対応策を協議、決定して対策を促進し、各委員会との調整及び支援を行う。
- (4) その他、本連盟の活動に対する危機管理に関する事項の指導・助言

(専門委員会)

第9条 委員長は、審議内容の専門的な事項について特別に調査・審議する目的で、必要に応じ下部機関として専門委員会を設けることができる。

(議事録)

第10条 本委員会の議事録は、事務局が作成する。

第4章 補則

(定期的見直し)

第11条 本規程は、定期的に3年を超えない範囲で見直しを行う。

(改廃)

第12条 本規程の改廃の起案は、事務局が行い、日本連盟コミッショナーが照査

のうえ、本委員会で審議し決定する。

ただし、軽微な変更については、委員長の判断に基づき上記手続きの一部又は全部を省略することができる。

附 則

本規程は、平成24年定時評議員会の翌日から施行する。